



台日文化傳承交流協會

會章

2025 年 3 月 12 日制定

2025 年 8 月 24 日改訂

第一章 総則

第一条 本会の名称は「台日文化伝承交流協会」（以下「本会」という。）とする。

第二条 本会の主たる事務所は、当該年度の会長が指定する場所を基準とする。

第三条 本会は、営利を目的としない民間団体であり、日本に居住する台湾系住民（僑胞）の結束を図り、僑胞間の親睦を促進し、僑胞の権益を保護するとともに、中華民国（台湾）と日本の両地域における文化、芸術、芸能、教育、経済および学術など多様な分野での交流と協力を促進し、もって地域の平和と発展を推進することを宗旨とする。

第四条 本会は、台湾と日本との交流を促進し、前条に定める宗旨を実現するため、次の事業を行う。

- 一、 在日僑胞の連絡およびサービスに関する事務を行い、僑胞の結束を図り、僑界の調和ある発展を促進すること。
- 二、 僑胞の権益保護に関する事務を推進し、政府と僑界との橋渡しとなること。
- 三、 台湾と日本双方の相互理解と認識を促進し、協力関係を深化させるための関連計画を策定すること。
- 四、 台日交流のプラットフォームを構築し、新たな人材資源を積極的に発掘し、両地の経済および文化の協力と発展を促進すること。
- 五、 新知識を積極的に吸収し、時代の変化およびグローバルな潮流に対応し、関連情報を会員に提供すること。
- 六、 台日双方の商業協力および技術交流を促進し、台商および日商の国際市場における競争力を強化すること。
- 七、 台日間の人材交流を奨励し、双方の留学生を支援し、学術および教育の協力を推進すること。
- 八、 芸術展演、伝統技芸の普及、文創産業協力など多様な文化交流活動を開催し、双方の文化理解を深化させること。
- 九、 災害募金、ボランティア活動などの公益活動を通じて、人道支援、環境保護および弱者支援に参加し、台日協力の正の効果を発揮すること。

第二章 会員

第五条 本会は正会員および賛助会員で構成される。両者とも、入会時に入会申請書を提出し、理事・監事会の審査を経て入会金を納入した後、会員となる。会員資格の区分は次のとおりとする。

- 一、すべての会員は満十八歳以上であること。
- 二、中華民国（台湾）国籍を有する者、または中華民国（台湾）国籍から日本国籍に帰化した者およびその二親等以内の親族で、本会の宗旨に賛同し、交流活動に参加する意思のある者は、正会員の推薦を経て正会員となることができる。
- 三、その他の国籍を有し、本会の理念に賛同する者は、正会員の推薦を経て賛助会員となることができる。

第六条 正会員の権利は次のとおりとする。

- 一、会員総会に参加し、理監事幹部の推薦および投票権を有する。ただし発言権は有しない。
- 二、本会入会満一年後、本会の会職幹部の選挙権および被選挙権を有する。
- 三、本会が開催する各種活動に参加し、その他の権利および会員特別割引を受けることができる。
- 四、在日中に文化交流を行う際に困難または問題が生じた場合、本会に支援を申請することができる。
- 五、本会の協力の下、台日の文化、経済および学術などの交流活動に参加し、本会が関連事務を支援する。
- 六、正会員およびその家族、所属企業または機関の従業員は、本会主催の活動に参加し、相互交流を促進することができる。
- 七、本会が収集した関連資料および情報については、個人情報保護および法令（日本国内では日本法、台湾国内では台湾法）に従う範囲で閲覧権を有する。

第七条 会員は、本会の章程、会員総会および理監事会の決議を遵守し、会費を納入する義務を負う。

- 一、会員が会費を納入しない場合、会員の権利を有しない。二年間連続で会費未納の場合、自動的に退会とみなす。退会、除名または停権処分となった会員は、復会または会員資格回復を申請できるが、正当な理由があると理監事会が認定しない限り、未納の会費を全額補納しなければならない。
- 二、会員が除名、退会、停権処分その他により会員資格を失った場合、既納の会費は返還しない。

第八条 賛助会員は本会の各種活動に参加できるが、発言権、選挙権、投票権および理監事就任の権利は有しない。

第九条 会員が本会の章程に違反し、または会員総会の決議に従わない場合、理監事会の決議により警告または停権処分を課することができる。会員の行為により本会に重大な損害を与えた場合、または本会の存続が危険に晒されるおそれがある場合、理監事会の決議により除名することができる。

第十条 会員は、書面により理由を付して退会を申し出ることができる。

第三章 組織と職権

第十一条 本会は、会員総会および理監事会を中心として運営する。会員総会の休会期間中は、理監事会がその職権を代行する。

第十二条 会員総会の職権は次のとおりとする。

- 一、 本会の章程を制定および修正すること。
- 二、 監理事候補者を推薦または推挙すること。
- 三、 秘書長を除く本会の各会職幹部を選挙すること。
- 四、 本会の資産処分を議決すること。
- 五、 本会の解散について議決すること。
- 六、 会員の権利および義務に関するその他の重大事項を議決すること。重大事項の範囲は理監事会が議定する。

第十三条 本会には次の会職幹部を置く。

- 一、 会長一名：本会を対外的に代表し、対内的に会務を統括する。
- 二、 副会長二名：会長を補佐して会務を執行する。会長が就任時に一名を第一副会長として指定し、会長が職務を遂行できない場合、第一副会長が優先して会務を代行する。第二副会長は、現任または前任の理監事または会職幹部を一年以上務めた正会員の中から理監事会の推挙により選任する。第一副会長が会長職務を代行できない場合、第二副会長がこれを担う。
- 三、 秘書長一名：会長および副会長を補佐し会務を行う。会長が指名する。
- 四、 理事六名：理監事会議に出席し、会務処理を補助する。
- 五、 監事二名：理監事会議に出席し、会費の収支の審査・監督を行う。
- 六、 財務長一名：理監事により任命され、本会の収支帳簿を保管し、年度収支報告を作成する。
- 七、 顧問若干名：専門的助言を提供し、対外協力を促進する。

八、名誉会長一名：創会会長を本会の名誉会長とし、名誉職とする。名誉会長は本会の宗旨推進および社会的信用の向上に象徴的意義を有し、会長の求めにより助言および協力を提供することができる。

第十四条 本会の広報、宣伝および各種活動の企画・実行は、理監事が協力して担当する。

第十五条 本会の会職幹部の任期は二年とし、再選を妨げない。

会長は本章第十六条の方法により選出し、一回に限り連続再選を認める。

すべての会職幹部は、任期満了九十日前までに後任選任手続きを完了しなければならぬ。任期は新旧会長交代までとする。

第十六条 本会は会長一名を置き、理監事会議の多数決により選出する。選出方法は次のとおりとする。

- 一、 本会の会長一名は、理監事会議の多数決により選出する。
- 二、 会長候補者資格：本会において理事以上の職務を通算二年以上務めた者。
- 三、 会長候補者は理監事会議により推薦され、理監事の三分の二以上（委任状を含む）が出席し、その過半数の同意を得て議決された者を正式候補者とする。
- 四、 会長選挙は現任会長の任期満了九十日以内に開催し、理監事会議において投票を行う。三分の二以上（委任状を含む）が出席し、候補者のうち得票数が最も多い者を次期会長とする。

第十七条 本会は理事六名、監事二名を置き、一年以上の正会員の中から選出し理監事会を構成する。

第一期理監事は創立会員総会により推薦・議決する。

第二期以降は、当期会長、理監事および一年以上の正会員が候補者を推薦し、会員総会の過半数（委任状を含む）が出席、出席会員の三分の二の投票・議決により次期理監事を構成する。

第十八条 理監事の職権は次のとおりとする。

- 一、 監事は理監事会議に列席し、発言権を有するが、表決権は有しない。
- 二、 会員資格および除名処分の審査・決定。
- 三、 秘書長を除く会職幹部候補者の推薦。
- 四、 秘書長を除く会職幹部の罷免候補者の推薦。
- 五、 会職幹部の辞職の議決。
- 六、 年度計画・報告・予算・決算の策定および議決。
- 七、 入会費、年会費、事業費および会員寄付金の金額および納付方法の議決。
- 八、 その他の執行事項および監督事項。

第十九条 理監事の義務は次のとおりとする。

- 一、本会の章程を遵守し、会員総会および理監事会議の決議を執行し、本会の発展を積極的に支援すること。
- 二、職責に基づき本会から交付された事項を遂行し、本会の活動および任務の推進に協力すること。
- 三、会費を期限どおり納付すること。
- 四、台湾および日本の法規を遵守し、両国関係を害し、または本会の名誉を損なう行為を行ってはならない。
- 五、本会に関連情報を提供し、会議・会員総会および本会主催の重要活動に出席すること。
- 六、住所または連絡先が変更された場合、速やかに本会に通知し、情報を更新すること。

第二十条 理事または監事が次のいずれかに該当する場合、直ちに解任し、理監事会の三分の二以上（委任状を含む）が出席し、その多数の議決により除籍または停権処分を行うことができる。

- 一、会員資格を喪失した者。
- 二、理由を付して辞職し、理監事会の議決により承認された者。
- 三、本会の宗旨または章程に違反し、もしくは本会の名誉を著しく損なう行為を行った者。
- 四、停権期間が任期の二分の一を超えた者。

第二十一条 本会は必要に応じて各種委員会、小組織その他の内部作業組織を設置することができる。

各組織の設置および規程は理監事会の多数決により実施し、変更も同様とする。

会長は各委員会の関連事務を指導することができる。

第四章 会議

第二十二条 会員総会は定期会議および臨時会議の二種とし、毎年最低一回開催するものとする。会長がこれを召集する。会員が出席できない場合、書面により他の会員に委任することができ、一会員につき五名まで代理できる。会員総会の議決は、正会員過半数（委任状を含む）が出席し、出席者の三分の二以上の同意により成立する。

緊急の臨時会議を除き、少なくとも十五日前に通知しなければならない。

臨時会議は、会員の五分の一以上の請求、または理監事会の召集により開催できる。

臨時動議は、出席した正会員の三分の二以上の同意を得た場合、討議および議決することができる。

第二十三条 会員総会の議長は会長が務める。会長が出席できない場合、副会長の一名がこれを務める。両者とも出席できない場合、理監事の協議により議長を決定する。

第二十四条 正会員および賛助会員はオンライン視聴により会員総会を閲覧することができるが、オンライン投票はできない。また、当日の設備状況によりオンライン配信ができない場合がある。

第二十五条 理監事会議は毎年三回以上開催し、必要に応じて臨時理監事会議を開催することができる。召集時は、七日前までに書面または電子文書にて通知する。

第二十六条 会議の決議は、理事・監事の過半数（委任状を含む）が出席し、出席者の三分の二以上の同意により成立する。

第二十七条 理監事は書面により他の理監事に委任して出席させることができるが、一名が受けられる委任は二名を超えてはならない。理監事が正当な理由なく連続二回理監事会議を欠席した場合、辞職とみなす。

第二十八条 本会のすべての会議終了後、一ヶ月以内に会議記録を作成しなければならない。

第五章 経費および会計

第二十九条 本会の経費の来源は、次の各項のほか、理監事会の議決により外部からの募金を行うことができる。

一、本会の常年会費：

- (一) すべての会員は毎年三千円を納付する（途中入会者も同額）。
- (二) 当該会計年度開始日に学生身分を有する者は、常年会費の二分の一を免除できる。

二、本会の職位費（任期二年につき、各職位就任前に全額納めるものとする）：

- (一) 会長：十万円
- (二) 副会長：五万円

(三) 理監事：二万円

(四) 顧問：二万円

三、事業費。

四、各界からの寄付。

五、委託収益。

六、基金およびその利息。

七、その他の収入。

八、会長交代時、経費の残額は前期を下回ってはならない。不足がある場合、当期会長が責任を負い、関係機関への補助申請または外部からの支援・寄付を募ることができる。

第三十条 本会の各種費用は、毎年の会計年度開始日から一ヶ月以内に納付しなければならない。

会員が納付した費用および寄付金は、いかなる理由でも返還しない。

本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三十一条 会職幹部および会員が会費を滞納し、催告後三ヶ月を過ぎてもなお納付しない場合、本会章程第七条第一項の規定に従って処理する。

第三十二条 本会が解散し、または取り消された場合、すべての残余財産は公益団体に帰属させるものとする。ただし、その実施は会員総会の決議に基づき行うものとする。

第六章 附則

第三十三条 本会章程に規定のない事項については、中華民国の関連法令に従って処理する。

第三十四条 本会章程の改正は、会員総会において二分の一以上の正会員（委任状を含む）が出席し、出席者の三分の二以上の議決を得なければならない。

第三十五条 本会章程は西暦 2025 年 3 月 12 日に制定され、同年 4 月 13 日の創立会員総会において議決・承認され施行する。

2025 年 8 月 24 日に修訂し、同日の会員総会において議決・承認された。



台日文化傳承交流協會

事務局 〒453-0851 愛知県中村区畑江通 7-11-1

TEL : 052-486-1728 / FAX : 052-486-1726

[E-MAIL : info@wwwtjc.com](mailto:info@wwwtjc.com)

台灣事務局 住所: No. 29, Lane 184, Section 1, Zhongshan Road, Wuri District, Taichung City 414001, Taiwan